税と環境 ~国境炭素調整~

PwC税理士法人 顧問 **岡田 至康** 白十 晴久 パートナー

今回の第2回目では、「国境炭素調整」の仕組みや課題と、7月にEUが公表した同制度導入の具 体的規則案の内容のほか、今後の企業側の影響・対応などについて概説する。

概説

はじめに 1

パリ協定は、各国が野心的な全体目標に合意 した一方で、各国に、"国が決定する貢献 (NDCs)"による個別の気候目標の設定を許容 している。すなわち、このような国別ベースア プローチによって、"共通に有しているが差異 のある責任及び各国の能力"に沿って行動する との原則が合意され、炭素排出削減目標レベル は各国間で異なり得ることとなっている。

そのため、特に温室効果ガスの排出削減に向 けて強力な措置をとる国を中心に、いわゆるカー ボンリーケージの極少化のために有効で、かつ 自国内企業の競争力確保の妨げとならない気候 変動対策をとることが検討されており、これら は気候政策の公正性とも関係する。そして、こ れらの目標の達成可能な政策オプションとして 検討されるのが、国境炭素調整 (BCA) である。

国境炭素調整は、基本的には、輸入時には原 産地での温室効果ガス排出に応じた炭素 (関) 税の課税を行う一方で、輸出時には炭素税を還 付する仕組みであるが、排出量取引制度の活用

も考えられている。このような仕組みによっ て、国内企業に生じる問題への対応を行うとと もに、規制が不十分な国に対して温室効果ガス 対策を促すこととなるが、その実施に当たって は多くの課題がある。本制度導入の趣旨. 対象 範囲、排出される炭素の捕捉方法、既存の国際 ルールとの整合性などの諸課題について、実務 を踏まえた幅広い検討を行ったうえで、新たな 国際的合意を形成することが求められている。

国境炭素調整については、OECDでも検討 がなされており、 I 概説での記述は、主に OECDペーパー "国境炭素調整の役割は何か"1 (2020.12)を参照している。

政策上の論点・課題

(1) 温暖化・相互関連の世界での政策課題

野心的な気候政策の実現可能性に係る議論 は、これまで、主に二つの問題に焦点があてら れてきた。国内気候政策の導入によって国外で の排出量が増加するカーボンリーケージの問 題、及び、コスト増による国内企業の国際競争

^{1 &}quot;Climate Policy Leadership in an Interconnected World: What Role for Border Carbon Adjustments?" (OECD: 2020.12.23)

力喪失の可能性の問題である。しかし、国内の 諸施策は国際貿易を通じて他国に波及すること から、各国政府には、その気候政策が貿易と環 境の両目的への相互支援措置となるとともに、 多様な気候目標という新たな文脈のなかで、各 国間の政策の一致に向けた努力が求められてい る。国境炭素調整は、企業が同等競争条件で競 争できる一助となり、各国に一層野心的な気候 行動を促すものとされるが、一部には、カーボ ンリーケージへの対応措置としての有効性の程 度、隠れた保護主義的措置の可能性、などにつ いての懸念も示されている。

(2) 諸政策課題との関係

いわゆるカーボンリーケージは、一つには、各国国内気候政策の厳格性の差異が、企業の相対的な生産コストに影響を与えることによって、汚染集約型活動を低排出価格の国地域に向かわせることによって生じる(貿易チャネル)。また、当該国内市場が大規模の場合には、国内気候政策による化石燃料の国内需要の減少とともに、グローバル化石燃料価格が下落することによって、世界の他地域で化石燃料への需要が増加するという可能性も指摘される(国際エネルギー価格チャネル)。国境炭素調整は、貿易チャネルを通じたリーケージへの対応が可能な措置であるとされている。

気候政策のカーボンリーケージへの潜在的影響について、削減目標とリーケージ率には相関関係があるとされ、目標が高ければ高いほど、リーケージ率も高いとされる。これまでの実証研究では、二国間のエネルギー価格の差異が貿易に及ぼす影響は僅かであり、また、海外直接投資への影響があるのは、資本集約型ではない地理的に可動的な一部分野の企業に集中しているとされている。ただ、今後、気候政策が一層厳格化し多様化すれば、この問題が拡大・深刻化する可能性があり、野心的な気候政策を、国内企業等の理解を得て、実行可能なものとするためには、政策の厳格性の各国間での差異が拡

大することへの然るべき対応が求められていくものとみられる。

国境炭素調整については、その有用性・必要性が認識されつつあるものの、確立された制度の策定には至っていないことから、その設計に当たっては、まず、有効性と実行可能性とのトレードオフが課題となっている。例えば、国境炭素調整は"グリーン保護主義"ではないかとの懸念は、地政学的リスクを高め、グローバルでの貿易・投資に影響を及ぼす可能性がある。野心的な気候目標をグローバルで実現可能なものとするためには、さらに、各国のコミットメントを考慮した上での一貫した貿易・環境政策によって、多国間システムへの各国間の信頼を高めることが求められる。

3 国境炭素調整の仕組み

(1) 意義

国境炭素調整は、"取引産品に対して適用される措置で、仕向地市場での価格に、仕向地市場の温室効果ガス排出制度によって規制を受けていれば負担することとなるコストを反映させるもの"と定義され、野心的な気候政策の有効性・公正性の確保を可能とする措置として検討される。

国境炭素調整は、対象範囲・算定方法などに 係る政策決定者の選択によって、幅広い異なる 措置の可能性がある。したがって、それぞれの 選択肢について、トレードオフや相互関連など の検討が求められる。

(2) 現行多国間貿易ルールとの適合性

国境炭素調整が国際的に受入れられるためには、WTOルールに適合することが一つの重要な条件であるが、それには、国境炭素調整の設計内容を踏まえて、その基本的性質、内国民待遇・最恵国待遇関連の問題、GATT20条免除規定関連の問題などについて検討することが求められる。

特別解訪

く炭素税との関係>

国境炭素調整の納税義務が、当該産品の輸入によって生じるのか、国内での再販売または使用等の国内要素によって生じるのかによって、GATT上の輸入税か内国税かの分類となるが、国境炭素調整が国内炭素税に付随するものであれば、同種の国内産品に係る一定の内国税同等の輸入品課税が明示的に認められる。

このGATTの条項で認められるためには, 幾つかの問題がある。まず、二酸化炭素排出に 課されている炭素税は、当該産品への投入物 (input) ではなく、最終物品には物理的に存在 しないものに課されるものであるため、炭素税 はいわゆる間接税とはいえず、二酸化炭素排出 に係る税の国境調整が認められるかどうかにつ いてのコンセンサスはないとの考えがある。次 に. 輸入に適用される国境炭素調整は外国産品 を同種の国内産品より不利に取り扱ってはなら ないが、一般に、高炭素産品と低炭素産品は、 直接的に競合的あるいは代替可能なものの場 合. 同種のものとされている。また. 炭素包含 量の測定が輸入品に不利な方法で行われる場合 には、依然として、WTOに合致しない差別と なる可能性がある。

輸出に関して、WTOの補助金及び相殺措置に関する協定では、同種の国内産品によって負担されている税の免除又は還付が認められ、これらは輸出補助金とみられるべきではないとされている。ただ、輸入に係る調整と同様に問題が生じるのは、輸出調整が、最終産品に物理的に存在しないものに係る税について認められるかどうかである。たとえ、最終的に許容されたとしても、輸出免税・還付は、国内生産者が実際に支払った額を超えてはならず、炭素税でカバーされる全ての国内産品と同じ条件で供与されなければならないであろう。

<排出量取引制度との関係>

国境炭素調整制度が、炭素税ではなく、排出量取引制度(ETS)に伴うものである場合、例えば、輸入者に排出権の購入を求める場合には、一般的には、各産品の国内における販売・販売のための提供・購入・輸送・分配・使用に影響する法令・要件に関して、輸入の内国民待遇の要件が適用される。輸入産品は同種の国内産品より不利な規定上の取扱を受けず、したがって、これらの区別が内国民待遇義務違反となる差別を構成するかどうかという問題とともに、物品が同種かどうかという上述した問題がここでも生じる。

輸出に係る国境炭素調整は、適用可能なETS 規則について、コストに係る免除・還付という 形式をとり、輸出実績次第で、国内消費される 産品が負担するこれら規則上のコストを上回る 場合には、輸出補助金とみられる可能性があ る。

<最恵国待遇義務との関連>

国境炭素調整が、炭素税・ETSのいずれに伴うものであるかに拘らず、GATTの適用上、いかなる種類の関税・課徴金・規制的取扱であっても、原産地国に基づく輸入間の差別が禁じられる。国境炭素調整が、生産品の原産地国に基づいて、輸入における包含炭素排出量の(予測)レベルを差別化する場合には、最恵国待遇義務の違反となる可能性が高い。同様に、排出量関連指標ではなく、仕向地国に基づいての国境炭素調整輸出還付における何らかの差別化も、この違反を構成するであろう。

しかしながら、開発途上国を優遇する国境炭素調整差別及び最貧国除外は、除外基準が開発 指標のみに基づいており、類似の状況にある各 国を同様に取扱う限り、許容される可能性があ る。

<GATT第20条例外との関連>

国境炭素調整が、GATT上のこれら関係規定と不整合であるとされたとしても、GATT第20条によって、人・動物・生命又は健康の保護のために必要な措置、有限天然資源の保全に関して効果的な措置、などの場合には許容される可能性がある。クリーンな空気は有限天然資源であることが示唆されているが、国内産品の競争力確保を明示的に狙いとした国境炭素調整などはこの基準を満たさない可能性が高いとされている。したがって、国境炭素調整に係る個々の状況及び細部の検討が求められる。ただ、GATT第20条によっても、他のWTO協定による輸出補助金規定違反をカバーするわけではない。

(3) 国境炭素調整実施上の課題

<対象範囲>

国境炭素調整の対象範囲は、原則として、その基となる政策措置の対象範囲に従う。したがって、炭素税が第1スコープ(現地活動で生じた直接排出)ないし第2スコープ(現地と別の場所から持ち込まれたエネルギーに関連する間接排出)に適用される場合には、それに伴う国境炭素調整も同様の対象範囲となる。第3スコープ(生産品のライフサイクルでの全てのその他間接排出)を対象とすることは、多くのグローバルバリューチェーンが複雑で、数多くの投入物を含んだ対象となることから、その設計上・執行上、極めて困難な課題が生じる。

国境炭素調整の対象産品の範囲としては、広狭さまざまの範囲が考えられる。比較的広範囲な対象とすることは、カーボンリーケージ防止の観点からは望ましいが、具体的な炭素排出の計算はより複雑となる。実際に、リーケージの懸念に対処するためには、温室効果ガス集約型産品及び輸入品代替可能産品を対象とすることの必要性が認められるが、流通の最終段階では、それらの付加価値に比べて、低炭素量となる傾向がある。したがって、対象範囲の広狭に

応じて、それに伴う便益と執行コストとのバランスを具体的に検討することが必要となる。

国境炭素調整における地理的対象範囲としては、一部の国を除外して、これらの国での気候目標を高めていくようなインセンティブを採択するように求めていく可能性があるが、全ての国に適用される透明で客観的な適格条件を定義する必要がある。また、ここでは、パリ協定の下でのNDCs(国が決定する貢献)アプローチとの関係などで、複雑な制度になるとみられる。

<対象貿易の範囲(輸入・輸出)>

設計に係る基本的な問題は、国境炭素調整が輸入だけに適用されるのか、それとも輸出入双方に適用されるのか、である。輸出への適用については、国境炭素調整が炭素税・ETSいずれに伴うものかにより、上述したような検討を踏まえて、判断される必要がある。

<包含炭素排出量の決定>

輸入に包含される炭素排出量の測定・推計に は、以下のように種々の方法があり得る。

- (a) 産品ベースアプローチは、国境炭素調整制度の対象となる各輸入産品に包含される実際の炭素排出量を推計しようとするものである。原則として、種々の国地域における産品のカーボンフットプリントの測定に係る、国際的に透明・統一的かつ公平な方法に基づくことが求められる。このアプローチは、リーケージ防止等の点からは最適なものであるが、極めて複雑で、実施国の輸出者・政府双方にとって多大なコストがかかるものである。
- (b) 分野ベースアプローチは、分野別の特徴に基づいて、炭素集約度に係る標準価値を割当てるものである。標準価値の実施レベル如何により、リーケージ及び競争力への影響に対する保護措置としての

有効性、貿易相手国による受入可能性などが異なる。ここでの標準は、実施国での実績とグローバルレベルでの実績のいずれかの選択が可能である。指定された標準よりも低い炭素集約度の生産者は、自らの実績を証する第三者認定データを提出して、それに則った対応を求めることが可能である。

(c) ハイブリッドアプローチは、分野別ア プローチを補完するものとして、標準価 値の幾つかを混合することによって、輸 入物品の包含炭素排出量についてより正 確な価値を算出するものである。ただ、 このアプローチでは、国境炭素調整はよ り複雑なものとなる。

<気候政策に係るクレジット>

国境炭素調整では、既に自国内でカーボンプライシングの対象となっている外国生産者には、公正性の観点から、クレジットを供与することが可能である。また、排出権配分ルールの考慮も可能であり、さらには、他の気候政策に基づく生産者のコスト要素を踏まえることも可能である。ただ、クレジットを与える制度は、強力な気候政策(および高クレジット)の国が輸送ハブになるリスクを生じさせる。

<歳入の使途>

国境炭素調整による歳入については,実施国での歳入とされるほか,気候活動に係る国際的基金に移転する選択肢,更には,カーボンプライシングに係る開発・適応のための能力構築に使用するとの合意の下で輸出国に移転する選択

肢もあり得る。実施国での歳入とされる場合に、カーボンプライシング対象企業向けに使用される可能性があるが、これは、国境炭素調整の対象輸入産品に係る国内企業への二重補償となって、補助金とされるリスクがある。

(4) 国境炭素調整の設計

国境炭素調整の目的については、一般に、i)カーボンリーケージの極少化、ii)国内企業の競争力保護、iii)他国におけるより野心的な気候行動に向けての影響、という3つの可能性が指摘されているが、これら3つの目的のうち、i)カーボンリーケージの極少化が、WTOルールに沿っているという点で、唯一の目的とするのが適切であるとされている。ただ、i)とii)は、両者が相互に絡み合うものであるため、透明で予測可能な調整決定プロセスが重要となる。また、iii)については、パリ協定におけるNDCsについての考慮が重要である。

炭素排出の対象範囲に関しては、上述した3 つの目的の間で、また実行可能性と理想的な制度との間で、本来的に緊張関係があることから、国境炭素調整は、最終的には、有効性・適法性・実行可能性・政治的受容性という、相反する可能性のある目的に係る一連の要素を踏まえたものになると考えられ、同じ目標を達成するために利用可能な種々の代替・補完措置との併用の可能性についても、注意深く評価することが必要である。それによって、国際協力の強化とともに、信頼されかつ調和のとれた多国間システムを構築し、環境と貿易の両目的を効果的に遂行することが可能となる。

EUの炭素国境調整メカニズム

EUは、2021年7月、かねてよりその導入が表明されていた炭素国境調整メカニズム (CBAM) に係る規則の具体的提案 2 を行った。以下の記述は、その概要である。

1 概説

(1) 背景

本規則案は、EUにおける2030年温室効果ガ

ス排出の55%以上(1990年比)削減目標に向けた関連諸措置("Fit for 55 Package")のなかで具体的に提案されたものであり、排出量取引制度(EU ETS)の下でのカーボンリーケージのリスクへの対処措置となるものである。

各国は、グローバルの気候目標の実現に向け て各種措置を実施・検討しているが、各国の気 候政策の違いによって、EUの排出量削減政策 の実効性が損なわれるリスク、及び、グローバ ルでの全排出量の増加となる可能性がある。現 在、EU ETSの下では、カーボンリーケージの リスクは、電力コストの増加に係る排出権無償 配分などを認めることによって管理されている が、排出権の無償配分は、温室効果ガス排出縮 減への投資に対して抑制的な影響を与えてい る。また、EUは、排出権無償配分を、時の経 過とともに減少させることとしており、第三国 とEUとの気候行動レベルの差が拡大すると考 えられる。このような状況を踏まえ、EU及び グローバルでの温室効果ガス排出削減を実効あ るものとするために、CBAMが提案されている。

(2) 既存の政策規定との整合性

気候変動は、その性質上、国境を越えた課題であり、EUにおける調整された行動によって、各加盟国の行動を効果的に補完・強化し、気候行動を向上させることが可能である。したがって、EUとしての行動はいわゆる補完性を根拠に正当化されるとしている。

CBAMでは、輸入品価格がより正確に炭素包含量を反映するようになるとともに、WTOなどの国際的義務の遵守への留意がなされており、カーボンリーケージのリスクへの対応とともに、第三国での脱炭素化を支援することが意図されている。また、CBAMとEU ETSとは、物品などに包含される温室効果ガス排出に価格付けを行うという共通の目標の下で、相互に強

く関係しており、その対象産品は、EU ETSでカバーされる分野及び排出量に基づき、最も重要な分野から始められる。さらに、CBAMは排出権の無償配分などの代替的措置であることから、CBAMの段階的導入の一方で、無償配分もそれに合わせて徐々に削減される。

(3) 制度設計のオプション

CBAMの 具体的な制度設計にあたり、WTOなどの国際的コミットメントを踏まえて、幾つかのオプションが検討されている。

オプションの類型としては、まず、i)輸入産品の標準炭素集約度を基とした輸入炭素税,ii)EU ETSと類似の制度の輸入への適用,iii)炭素集約型材料に係る消費税,のいずれかが考えられる。このうち、EU ETS類似制度の輸入への適用のオプションでは、EU生産者の平均に基づく標準価値と第三国生産者からの実際排出量のいずれに基づくものとするかの選択肢、また、第三国生産者からの実際排出量に基づく場合に、対象範囲をバリューチェーンの下流にまで広げる選択肢も考えられる。更に、このEU ETS類似制度の輸入への適用オプションでは、無償排出権との関係などで、これを段階的に行うことも選択肢である。

これら全ての選択肢が、国際的ルール及びEU ETSと整合的で、制度の目的達成に有効であるとされているが、実際排出量の提示を認めるオプションを、特にカーボンリーケージの可能性のある分野に適用することがとりわけ効果的であるとされている。すなわち、実際排出量に基づいて、対応するEU ETS 設備における排出権無償配分の縮小と比例して、CBAMを段階的に導入するオプションであり、具体的には、2026年から始まる10年で、EU ETSの排出権の無償配分が年10%ずつ徐々に縮小されるのに比例して、CBAMを段階的に導入する

^{2 &}quot;Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council: establishing a carbon border adjustment mechanism" (2021/0214 (COD)) (2021.7.14)

ことが考えられている。輸入者が実際排出量に 係る必要データの作成が出来ない初期の移行時 期では、標準価値の適用が可能とされ、その場 合でも、輸入者には、実際排出量に基づく価値 を証明する機会が与えられる。

このオプションにおいては、輸入者が特定の時点でのEU ETS排出権価格に相当する価格で購入した証書("CBAM証書")の使用が考えられており、輸入者は、輸入産品における立証された包含排出量の申告書をCBAM管理当局に提出するとともに、その申告排出量に相当する数のCBAM証書を差出すこととなる。なお、CBAM証書の販売は、各国当局によって管理される。

2 CBAMに係る具体的規則案

(1) 概要

CBAMは、カーボンリーケージ対応措置としての有効性を確保するため、基本的に、EU ETSと密接に関連する必要がある。EU ETSは一定の生産プロセス・活動に適用され、CBAMは対応する物品輸入を対象とするものであるが、対象産品はEU ETSでカバーされる活動を反映するものとなる。また、CBAMは、ETSを補完するものとして、特に排出権無償配分を徐々に代替するものとなる。

CBAM対象物品の輸入は、各国の権限ある 当局によって公認された申告者によってなされ ねばならず、輸入者は、本規則の実施に係る権 限ある当局による許可を得て、物品を輸入する こととなる。

(2)対象国・対象産品

CBAMの対象国地域について、EU ETSに 完全に統合されている国及び領域は、リストに 掲載され、CBAM対象から除外される(アイ スランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、 スイスをCBAM対象から除外)。

対象産品について、制度導入当初は、カーボ

ンリーケージのリスクが比較的高く同質産品のある特定分野を対象とすることとされており、対象分野のリストには、セメント、電力、肥料(一部を除く)、鉄・鉄鋼(合金鉄・スクラップを除く)、アルミニウムが掲載されている。これらの物品・加工産品がEUに輸入される場合に、CBAMが適用される。なお、電力輸入は、その物理的特性から、実際排出量の計算などで、その他の物品とは異なる取り扱いとなる。

(3) 価格

CBAM証書(物品における包含排出量の1トンに相当する電子フォーマットでの証書)の価格は、週ベースで計算される平均値によることで、EU ETS市場でのオークション価格を合理的に反映したものとなる。

また、EU ETSでは、排出権発行総数のキャップ(上限)を伴う市場の需給バランスで炭素価格が決定されるが、CBAMでは、輸入者に入手可能なCBAM証書の数にキャップを課すことができないことから、CBAM証書の取引・繰越を制限することによって、CBAM証書の価格がEU ETSの価格動向を反映するものとなる。

(4) 執行

<申告>

CBAMでは、申告制度がとられており、輸入者は特定年の輸入物品における包含温室効果ガス排出合計を当局に報告することとなる。実際には、輸入者を代理する公認申告者が、輸入物品の包含排出量に係る申告書を毎年提出し、それらの申告排出量に相当する数のCBAM証書を差出すこととなる。

CBAM申告書は、公認申告者が、申告の前年に係る分を、各年5月31日までに権限ある当局に提出する。CBAM申告には、前年に輸入された各類型の物品の総量(トン表示)、総包含排出量(各類型物品のトン当たりCO2排出のトン表示)、原産地国での支払炭素価格額、

EU ETS排出権無償配分に基づく総包含排出量に相当するCBAM証書の総数などが含まれることとなる。加工産品に係る包含排出については、加工手続に係る規定によって、申告の求められるものがある。

CBAM申告の標準フォーマット, CBAM申告書提出手続, CBAM証書差出に係る取極などについての実施法令は、別途策定される。

<包含排出量の計算・検証>

CBAM対象物品における包含排出量は、別途設定された方法により、実際排出量に基づいて算定されるが、実際排出量が十分に算定できない場合には、標準価値を参照して算定される。なお、電力については、異なる取扱いがなされる。

公認申告者は、別途規定される要件に則って、包含排出量計算に係る情報記録を4年間保管する。これらの記録は、各国で認定された検証者による包含排出量の検証及び権限ある当局によるCBAM申告書レビューができるよう、十分に詳細であることが求められる。

なお,包含排出量の計算方法に係る詳細ルールについての実施法令,及び,認定検証者の管理・監督,認定の取消,認定組織の相互認証などに係る条件は別途策定される。

<CBAM証書>

CBAM証書は、権限ある当局によって、当該加盟国の公認申告者に一定価格で販売されるが、各証書は、その創出時に単位特定コードが割当てられ、国内登記簿において、それを購入する公認申告者のアカウントに単位特定番号・証書販売価格・販売日が記録される。

CBAM証書の販売価格は、共通オークションプラットフォームにおけるEU ETS排出権の各週における終値の平均価格として計算され、翌週の最初の作業日にウェブサイト上で公表される。なお、CBAM証書の平均価格の計算方法及び当該価格公表の実務取極に係る実施法令

は別途策定される。

公認申告者は、申告・検証された前年分の包含排出に相当する数のCBAM証書を各年5月31日までに権限ある当局に差出すことが求められ、必要数のCBAM証書が確実に国内登記簿のアカウントにおいて入手可能であるようにする。また、公認申告者は、毎四半期末での国内登記簿の自らのアカウントにおけるCBAM証書数が一定割合を満たすことを求められ、その数が規定を満たさない場合には、当局による調整通知から1か月以内に追加のCBAM証書を差出すことが求められる。

公認申告者は、CBAM申告で、原産地国での申告支払炭素価格に相当するCBAM証書差出数の減少を要請することが可能であり、この炭素価格実際支払額(輸出リベート及びその他の輸出補償の対象となっていないもの)に係る独立者の証明になる文書化記録を4年間保管する。なお、原産地国で支払われた炭素価格との関係での諸手続事項を規定した実施法令は別途策定される。

CBAM証書は、公認申告者のCBAM義務遵守に係る柔軟性をもたせるため、購入後2年間有効とされる。また、CBAM証書差出後における国内登記簿の申告者のアカウントに残っているCBAM証書の過大分は、公認申告者の要請により、各加盟国の権限ある当局によって買い戻される(総CBAM証書の3分の1を限度)。

<当局による管理>

各国の権限ある当局は、申告書提出年から4年間、CBAM申告をレビューすることが可能であり、CBAM証書の申告数などがレビューされる。

また,各申告者は,四半期ごとに,当該期間に輸入された物品に係る情報(原産地国での対象物品生産設備,実際の総包含排出量及び総包含間接排出量,輸入物品の包含排出に係る原産地国で課される炭素価格)を含んだ報告書(CBAM報告書)を,当該加盟国の権限ある当

局に,各四半期末から1か月以内に提出することが求められる。

公認申告者について、各国で登記簿が標準電子データベースの形式で設定され、公認申告者の名前・連絡先、CBAM アカウント番号、各公認申告者に係るCBAM証書の数・販売価格・購入日・差出日などが記載される。各国の権限ある当局が得た情報は、基本的に、職業上の秘密として取り扱われる。

第三国の生産設備の事業者は、自らの名前・住所・連絡先・第三国における設備の場所などを中央データベースに登録し(5年間有効)、公認申告者に対して、対象物品生産からの包含温室効果ガス排出に係る情報を入手可能とすることができる。

<ペナルティー>

本規則の違反にはペナルティーが適用される。ペナルティー額は、基本的には、EU ETS

の違反の場合のペナルティー額と同一になるも のとみられる。

(5) 施行

本規則は、EU官報 (Official Journal) での公表の20日後に施行され、全EU加盟国において、2023年1月1日から拘束的かつ直接的に適用される。

但し、本規則の施行に当たり、2023年から2025年は経過期間とされ、財政的調整の伴わないCBAMが適用される。申告者は、経過期間の間、輸入品に係る実際排出について四半期ベースで報告をし、直接・間接排出量及び海外での支払炭素価格について詳述する。

欧州委員会は、経過期間終了までに本規則の 適用状況を評価し、気候行動の引上げ、カーボン リーケージリスクのある物品・サービスの適用 範囲の拡大、フットプリントに基づく包含排出量 の計算方法の開発などについての検討を行う。

企業側の影響と対応

EUによるCBAMの制度案の公表を受け、2023年1月の制度導入の現実感が出てきたところであり、今回の具体的な制度案で、2019年12月の欧州グリーンディールの公表以降、検討が重ねられてきた制度設計についても明らかになった。今回の制度設計に基づき、企業側の影響と対応に関して以下のとおり考察する。

今回の制度案で、CBAMはEU ETSの排出 権相当分だけEUへの輸出品の価格を上昇させ る効果を持つ。輸出国側で炭素価格を負担して いる場合はその分CBAMの負担を減少させる ことができるが、欧州は世界的にも高い炭素価 格を付している状況からも、CBAMによる追 加負担となることが予想される。当然、こうし た価格上昇は市場での競争力を低下させること となる。また、欧州で製造拠点などを有する企 業で、そうした製造拠点でCBAM対象物品で ある鉄鋼・アルミニウムといった原材料を欧州域外から輸入し、自社の製品を現地生産している場合、こうした原材料価格が上昇することによって製品原価を上昇させ、市場での競争力を低下させることとなる。また、海外のアルミニウム精錬メーカーや肥料メーカーなどで欧州向けに輸出している企業に出資している場合、そうした出資先企業はCBAMの影響を受けることになる。このように企業への影響は直接的・間接的に生じ得る。なお、企業へのこうした影響は、今後のEU ETSの無償配分の減少とともに徐々に影響が大きくなってくると考えられる。

さらに欧州で域外からCBAM対象物品を輸入する際、上述のとおりCBAM証書を取得する必要があるが、この価格はEU ETSのオークション価格と連動する。この1年でEU ETSの価格は高騰し、足元ではトンCO2当たり50

ユーロを超える水準になっているが³,こうしたEU ETSの市場価格が製品価格に影響を与えることとなり、企業は新たな市場リスクにさらされることとなる。一方、企業側は、CBAM証書の取得に関して、EU ETSの市場価格の動向と欧州への輸出量をみながらCBAM証書の購入を行うような対応や金融機関などと市場変動リスクをヘッジするような対応を検討することも考えられる。直ちにCBAMによる経済的影響が為替リスクと同様になるものではないものの、その重要性が増してくればそうした対応を検討する企業も出てくるであろう。

こうした経済的な影響以外にも実務的な対応として、企業はCBAM対象物品の包含排出量の申告にあたってその実際排出量を測定し、認定検証者によって検証されることが求められる。日本においても地球温暖化対策推進法により一定以上のエネルギーを使用する事業者は温室効果ガスの報告が求められているが、CBAMにおいてはEU ETSにおける算出基準をベースにした算出が求められることが考えられる。また、実際排出量を算定できない場合は、標準排出量による算定も認められているが、一般に、標準排出量を用いることが不利になることが予想され、実際排出量の算定の事務コストとCBAMの経済的負担とを比較勘案し

て判断することになると思われる。今後,策 定・公表される詳細ルールを確認しながら,実 務的な対応を準備・検討していく必要がある。

この他、留意するべき点として、冒頭にある とおりパリ協定における各国に、"国が決定す る貢献 (NDCs)"による個別の気候目標の設 定を許容している状況下で、CBAMはカーボ ンプライシングの規制が不十分な国に対して温 室効果ガス対策を促すこととなる。今回の制度 設計を見ても、CBAM申告で、原産地国での 申告支払炭素価格に相当するCBAM証書差出 数の減少を要請することが可能であり、それは すなわち、輸出国側で炭素税を課している場 合、その分CBAMによる税収がEUから輸出国 に移転することとなる。こうした関係国の財源 への影響からCBAMの導入は、特にEUと経済 的つながりが深い国において炭素税の導入を後 押しする要因になると推察される。企業におい ては、カーボンプライシングの政策の広がりが また一段階. 次のステージに移行したものとし て. 脱炭素世界の実現に向け取り組んでいく必 要がある。当然ながら, こうした脱炭素社会の 実現に向けた動きは、サステナビリティートラ ンスフォーメーションや脱炭素投資を促し,新 たなビジネスの機会を企業にもたらすこととな る。

次回の第3回では、各国の状況について解説する。